

国港総第211号
国港技第40号
令和7年6月18日

各地方整備局 総務部 総括調整官 殿
港湾空港部長 殿

港湾局 総務課長
技術企画課長
(公印省略)

「建設コンサルタント等に係る発注予定情報の公表について」の一部改正について

標記について、「建設コンサルタント等に係る発注予定情報の公表について」（平成7年9月22日付け港管第2091号、港建第794号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>1 対象業務</p> <p>次に掲げる測量、調査及び建設コンサルタント等（契約業者取扱要領（昭和55年12月1日港管第3722号）第7条の2の測量調査、第7条の3の建設コンサルタント等をいう。）の業務を対象とする。ただし、国の行為を秘密にする必要がある業務、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が<u>200万円</u>を超えないと見込まれる業務、及び「参加者の有無を確認する公募手続について」（平成18年9月28日付け国官会第935号）の対象業務を除く。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>	<p>1 対象業務</p> <p>次に掲げる測量、調査及び建設コンサルタント等（契約業者取扱要領（昭和55年12月1日港管第3722号）第7条の2の測量調査、第7条の3の建設コンサルタント等をいう。）の業務を対象とする。ただし、国の行為を秘密にする必要がある業務、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が<u>100万円</u>を超えないと見込まれる業務、及び「参加者の有無を確認する公募手続について」（平成18年9月28日付け国官会第935号）の対象業務を除く。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>

附 則

この通知は、令和7年7月1日から適用する。